

全青司2020年度会発第41号
2021年 2月18日

法制審議会 民事訴訟法（IT化関係）部会
部会長 山本 和彦 様

全国青年司法書士協議会
会長 川上 真吾

裁判手続き IT化における本人訴訟と その支援の方法についての意見書

第1 意見の趣旨

- 1 裁判手続きのIT化に際し、すべての市民が、民事裁判手続きを簡易に利用することができる制度設計とすることを求める。
- 2 本人訴訟を選択する市民がオンライン申立てを積極的に利用できるよう、裁判所提出書類作成業務を通じて本人訴訟支援をおこなう司法書士に、事件管理システムへのアクセス権限を付与する制度設計とすることを求める。

第2 意見の理由

1 はじめに

現在、法制審議会民事訴訟法（IT関係）部会（以下、「法制審議会」という。）において、裁判IT化に向けた民事訴訟法の改正の議論が進められている。

民事訴訟手続のIT化は、デジタル技術を活用した訴え提起・事件管理を可能とするものであり、裁判所にとっても、利用者にとってもメリットがある。しかしながら、インターネットを利用する環境を有しない者や、インターネットを利用できる環境にあったとしてもITリテラシーが十分でない市民も存在することから、それらの方々に配慮した制度設計が課題とされている。

法制審議会の議論では、当事者本人による訴えの提起については、オンライン申立てを義務化しないという議論がなされている。このことは、ITリテラシーが十分でない市民への一定の配慮にはなるが、他方で、ITリテラシーが十分でない市民が実質的に書面申立しか選択できず、IT化のメリットを享受できないのでは、市民の間でデジタルディバイドを助長することとなり問題がある。そのため、当事者本人が訴訟を迫行する場合においても、オンライン申立等を十分に行うことができるよう、支援策を講ずることが重要である。

2 本人訴訟の現状と法制審議会の議論

(1) 本人訴訟の割合

平成14年から平成31年の司法統計年報によれば、全地方裁判所の第1審通常訴訟既済事件において、当事者の一方又は双方が代理人を選任せずに訴訟追行する場合の割合は、過払い金請求事件が影響したとみられる期間（平成18年から平成24年）を除くと、概ね6割前後を占めている。他方、簡易裁判所の場合その割合はさらに高く、8割～9割に及んでいる。この割合は、2005年頃からの弁護士人口の大幅な増員、司法書士への簡裁訴訟等代理権の付与を経てもほとんど変わりはない。

このように、いわゆる「本人訴訟」が選択される理由として、2000年頃の司法制度改革推進のため審議会が設置された当時より指摘されているのが、「弁護士へのアクセス障害」、「弁護士報酬を支払えない（以下、「経済的理由」という。）」、「費用対効果」などの問題であった。

ところが、司法研修所編『本人訴訟に関する実証的研究』（法曹会、2013）によると、本人が弁護士を選任しなかった理由は、原告事件では、1位に「自分自身で訴訟追行したいという意欲が高い」（62.9%）、2位に「自己の能力に自信がある」（55.2%）となっており費用対効果（44.0%）や経済的理由（25.9%）よりも上位を占めている。被告事件においては、1位は「経済的理由」（50.5%）であるが、2位は「自分自身で訴訟追行したいという意欲が高い」（40.6%）が位置しており、被告事件においても自ら望んで選択しているケースが少なくない。

このことから、今後も代理人を選任することなく、自ら紛争を解決することを選択する層が少なからず存在していくことが推測される。

(2) 裁判を受ける権利の保障

憲法32条には裁判を受ける権利が定められているが、当該権利とは、単に生じた紛争を裁判所で解決する権利を定めたものではなく、権利の保障に資する裁判制度の構築を国に要求する趣旨であると解されている。

このことは、兼子一＝竹下守夫『法律学全集34 裁判法〔第四版〕』145頁（有斐閣、2003）で、「憲法32条は、裁判を受ける権利を保障するに相応しい内実をもった裁判制度の構築を要求するもの」であり、国に対し「国民に司法的救済を与える義務を負わせるものと考えなくてはならない」と述べられ、また同様に浦部法穂教授による『憲法学入門（全訂第2版）』311頁（日本評論社、2009）にて、「憲法32条にいう『裁判』については、これも単に『裁判所』により行われるものなら何でもよいというのではなく、『裁判』というにふさわしいもの、つまり紛争の公正な解決に適した手続によってなされるもの

でなければならない。『裁判を受ける権利』は、この意味で、一定の手続的保障をも、その内実として含んでいると解すべきである」と述べられるとおりである。

また、憲法14条は、法の下での平等を定めているが、これに照らすと、代理人訴訟も本人訴訟も実質的な意味において平等に裁判を受ける権利を保障されなければならない。

したがって、司法には、代理人の支援を受けることを選択する市民に対しては、これに対応する充実した訴訟制度の構築が求められる。また同様に、自ら訴訟追行を行うことを選択する国民に対しては、これに対応する充実した訴訟制度の構築が求められる。

(3) 本人訴訟に対する評価

本人訴訟に関するこれまでの研究では、和田仁孝『民事紛争処理論(第3刷)』(信山社, 1999)185頁のなかで、①「本人訴訟こそ訴訟の原型であり、紛争主体としての当事者の存在が徹底して中心に置かれなければならない」、②「訴訟は当事者を主体として構成される本人訴訟がベースであり、弁護士訴訟はこの当事者の主体的な水平交渉を援助し促進するためのヴァリエーションにすぎない」、③「当事者にとっては自身の手で自身が納得し得る形で進めていくことが意味を持つ」といった本人訴訟に対する積極的な評価がある。

その一方で、前掲『本人訴訟に関する実証的研究』83頁では、①「本人訴訟は、公平性の確保と後見的関与ないし権利救済という相対立する概念の狭間で裁判官に葛藤を生じさせるという意味で、裁判官の負担となっている。」②「裁判官の後見的関与にも裁判所の公平性の観点から限界があり、本人の権利保護が十分確保されているとはいえない状況にある。」③「本人訴訟は裁判官及び書記官に多くの時間と労力をかけてしまう。」といった評価があり、本人訴訟に対する支援策が不足している現状が窺われる。

(4) 法制審議会の議論

さて、本人訴訟に関しては、「裁判手続等のIT化に向けた取りまとめ」(裁判手続等のIT化検討会, 平成30年3月30日)第4.の1においても検討されているが、その内容としては「裁判上の代理人として関与する弁護士, 司法書士等の法律専門士業者が、代理権等の範囲の中で、所属団体の対応枠組みを使うなどして、法的側面とともにIT面の支援をも行っていくことが考えられる。」とあるように、代理人として関与する形態の支援策しか具体的に述べられていない。

そして、現在進められている法制審議会の議論においても、本人訴訟におけるIT化支援については議論の対象とされていないように見受けられる。

本人訴訟においてはオンライン申立てを義務化しないとされており、それはIT化の過渡期においては有効な施策であると考えられるが、将来においては、市民がすべからくIT化のメリットを享受して訴えを提起できることが必要であり、本人訴訟が書面での訴え提起に固定化されることがあってはならない。従って、本人訴訟のIT化支援について、より踏み込んだ議論が望まれるところである。

しかしながら、実際にはIT化の支援だけでは不十分であることはこれまでの議論からも明らかである。現行の訴訟手続きは自ら訴訟追行を望む市民にとって利用しやすいものとはなっておらず、本人訴訟への支援が行き届いていないことは永年の課題である。

裁判IT化を契機として民事訴訟法を改正する今こそ、IT支援にとどまらない本人訴訟支援の制度を拡充する議論が必要である。

3 本人訴訟支援の方法について

我が国は、前記2の(3)で記載のとおり本人訴訟について問題意識がもたれていたが、その対策としては、主に司法過疎地域の解消や訴訟代理の利用促進のための施策しかなくおらず、本人訴訟を維持したままで本人を支援する施策は示されたことがない。代理人への代理委任を期待するか、さもなければ関係を一切持たないで放置するという二者択一の対応では、本人訴訟の問題を解決することができないと思われる(注1)。

そこで、以下のとおり訴訟代理の利用促進以外の本人訴訟支援の方法を提案したい。

(1) セルフ・ヘルプ・センター構想

アメリカ合衆国カリフォルニア州のセルフ・ヘルプ・センターは、弁護士による支援を必要とするが、資力がなく依頼できない者のために、無料で低コストの法的支援サービスを行っている。(https://www.courts.ca.gov/selfhelp-lowcosthelp.htm)

具体的には、法情報を得るための図書資料やパソコンがあり、本人訴訟に必要な書式をその場でダウンロードして書類を作成することができる。また、セルフ・ヘルプ・センターには弁護士が配置され、裁判所提出書類作成に関しての解説指導を受けることもできる。

日本においても、このセルフ・ヘルプ・センターと同様の取組を導入し、本人訴訟を選択した当事者に、ITリテラシー支援と併せて法情報の提供や法律相談を行うことで、上述した本人訴訟の問題の解決につながるものと思われる。

(2) 司法書士による本人訴訟支援

① 司法書士による本人訴訟支援の有用性

古い調査ではあるが、日本弁護士連合会が昭和42年から昭和44年の3年間をかけて本人訴訟の当事者に対して行った調査結果によると、「この事件について誰に相談したか」という質問に対して、第一位が司法書士(44%)であり、弁護士は第二位(16%)の結果であった(日本弁護士連合会調査室『本人訴訟を追って』54頁(昭和47年))。さらに、同調査では、「本人訴訟において司法書士の果たす役割がきわめて重要であることは疑う余地がない」とした後、「本人訴訟当事者の56%は、司法書士の所に行っており、そのうち、「書類の作成だけを依頼したもの(中略)は、41%だけであり、その他の59%は法律的な相談又は助言を受けている」という点も指摘している(前掲『本人訴訟を追って』55頁)。

上記の調査結果は、司法書士が当時から市民にとって身近な相談相手であり、裁判所に提出する書類を作成することを通じてそれに関連した相談を受け又は助言を行ってきたということや、それらを通じて当事者といわば「二人三脚」で本人訴訟を支援してきたことを示している。

この司法書士による本人訴訟支援は、裁判書類作成及び付随業務しかできないといった制度的な制約があるが、そのことがかえって自律的に紛争を解決したい当事者の満足度にもつながっているという評価(注2)もある。

また、民事訴訟とは異なるが、『「養育費の不払い解消に向けた当面の改善方策」中間とりまとめ』(法務省養育費不払い解消に向けた検討会議,令和2年9月9日, http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00101.html)において、司法書士による申立書等の書類作成援助の活用を検討する意見があるほか、手嶋昭子「保護命令申立時におけるDV被害者支援について」18頁でも申立書作成を通じたDV被害者の支援者として司法書士が挙げられている。

このように古くから本人訴訟支援を行ってきた司法書士の歴史や、昨今の民事訴訟に留まらない幅広い裁判業務の経験に鑑みれば、当事者本人が自ら本人訴訟を選択する場合、司法書士が裁判書類を作成しつつ、それに対応した法律的な相談を受け又は助言する(注3)ことによって、本人訴訟の問題点である、本人訴訟による裁判所の負担増加や本人訴訟を選択することによってかえって本人自身が不測の損害を被る危険を大幅に軽減していくことも十分に可能であると考えられる。

② 司法書士に対する事件管理システムへのアクセス権限付与の必要性

次に、裁判手続きがIT化された場合、IT支援を通じて専門家が紛争をかかえた本人と個別に接する機会が増えることが予想されること、本人訴訟へのサポートを求められる事案も従来以上に増加することが予想される。

しかし、これまでの法制審議会の議論によれば、裁判所の事件管理システムの利用登録の方法については、事件管理システムの利用登録をした者に対して事件管理システムのIDとパスワードが発行されること、そしてIDとパスワード

を付与する対象は本人と代理人であるとされている。

現行法での裁判書類作成業務において、依頼者が FAX を持っていないケースや身体的障害を抱えており作成した書類を提出することができないというケースも多くあるなかで、司法書士が裁判書類作成業務に付随して、訴状等の書面提出や訴訟記録の閲覧謄写、期日管理等のサポートも行っているところ、裁判手続きが IT 化された場合は、裁判所の事件管理システムには登録された本人の ID とパスワードでしかログインすることができないため、裁判書類作成業務に付随する訴状等のデータのアップロードや期日管理、記録閲覧等ができなくなってしまいう可能性がある。すなわち、従来の裁判書類作成業務において支援できていた付随業務が、裁判手続きの IT 化によって出来なくなってしまうとしたら、自律的に紛争解決を求める市民にとっては不利益となりかねない。そのため、裁判所提出書類作成業務による本人訴訟支援に必要な範囲において、司法書士への事件管理システムへのアクセス権限を認める必要があるものと考えられる。

なお、隣国の韓国では、日本の司法書士と同様の職能「法務士」が存在するところ、同国にて裁判手続き IT 化がされた後、法務士にも事件管理システムへのアクセス権限が付与された経緯があることは参考にするべきである。

4 結論

以上、述べてきたが、IT 裁判が一般化し、利便性が向上してゆけば、本人訴訟が増えることは必至である。すなわち市民の司法参加が促進されるのであり、ここにこそ裁判 IT 化の最大の意義がある。それと同時に、本人訴訟の支援の必要性も今まで以上に増してくることも明らかである。そのため、当協議会は、裁判手続きの IT 化に際し、すべての市民が、民事裁判手続きを簡易に利用することができる制度設計とすることを求めるものである。

また、司法書士は、司法書士法 3 条 1 項第 4 号に定める裁判所提出書類の作成を受託した際には、その付随業務として、作成した書類の提出や期日の傍聴を行い、事後の予想される進行や手続の説明、事件管理の助言等を行ってきた。民事裁判の IT 化が実現した場合においても、これまで同様に裁判所提出書類（電磁的記録）の作成を行い、作成した書類の提出（事件管理システムへのアップロード）や期日の傍聴、期日管理等を行うことは必要不可欠である。これに加えて、IT リテラシーが十分でない当事者のための IT 支援も必要となる。

よって、司法書士が、本人訴訟支援を継続し、もって市民がより簡易に裁判手続きを利用することができるためにも、司法書士の事件管理システムへのアクセス権限を裁判所提出書類作成業務に必要な範囲内で認めることを求めるものである。

注1. 菅原郁夫「戦後以降の本人訴訟当事者像変遷の素描」（『民事手続法の比較法的・歴史的研究 河野正憲先生古稀祝賀（慈学社 2014）167～220頁）で、「今後増えることが予想される本人訴訟は、弁護士がいない、あるいは、弁護士を知らないからといったアクセス障害型の本人訴訟ではなく、自分で訴訟をしたいという、原告中心の積極型の本人訴訟と、被告中心の費用の払えない困窮型の本人訴訟の両者である。弁護士の増員後にもなお数を増すであろうと思われるこれら本人訴訟に対し、弁護士強制制度を対応策として考えることは積極型の本人訴訟に関しては当事者の意思を無視する面があり、困窮型の場合には、実質、扶助制度の大幅な拡充を意味することになる可能性がある点で問題がある。そういった点を考えるならば、まずは、当事者の意思を生かす形で援助体制を構築することで、裁判所の負担軽減が図られるべきであろう。」と述べる。

注2. 仁木恒夫「司法書士の活動による総合法律支援の活性化」123頁でも、「司法書士の法的サービスは、本来的には訴訟での代理権はなく、裁判関係書類の作成に限定されているため、法廷では依頼者本人が自分で弁論をしなければならない。そのため、本人の話をよく聴き、本人の主張したいことをできるかぎり書面に具体化しようとした。また、本人が法廷でどうすればよいのかを分かりやすく説明しなければならなかった。司法書士のこうした関与の形態は、当事者の主体性を尊重しようとするものであり、自ら紛争処理を担っていこうという当事者の満足も高いといわれていた。」と、司法書士の本人訴訟支援の有意義性を述べている。

注3. 司法書士は、本人訴訟を「依頼者の目的がどこにあるか、依頼者から聴取したところによりその真意を把握し、依頼の趣旨に合致するように、法的判断や法的助言を加えて」本人訴訟を支援している。この点、兼子一＝竹下守夫「裁判法『第4版』」452頁（有斐閣、1999年）でも、「裁判上の書類の作成は、嘱託の真の目的に適ったものでなければ意味がないが、そのためには、嘱託の目的が、いかなる手続的效果をもつ書面の作成に向けられ、また終局的にはそれによっていかなる実体的効果を得ようとしているのか、それらの手続的及び実体的効果を得るにはいかなる事項を記載しなければならないのかにつき、法律的判断を加えなければならないのが、むしろ原則である。したがって、法が、裁判上の書類の作成を、一定の法律的知識の修得を資格要件とする者の業務内容として認める以上、それは、単に定型的な書類のみではなく、法律的な判断を前提とする書類の作成にも及ぶと解しなければならない。」と論じており、多数説は裁判書類作成において司法書士の法的判断作用が必要であるとしている。